

大東市体育協会表彰規程

平成14年4月26日制定

大東市体育協会表彰規程

平成14年4月26日 制定
平成26年9月11日 改正

(目的)

第1条 この規程は、大東市体育協会規約（昭和41年制定。以下「規約」という。）第3条に規定するアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力向上と併せて、青少年の健全育成に寄与し、明るい健康なまちづくりに貢献したと特に認められる者に対して、その功績を称え表彰することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この規程による表彰は、特別功労表彰、特別表彰、役員功労表彰、スポーツ功労表彰および善行表彰の5種類とする。

(特別功労表彰)

第3条 特別功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 大東市体育協会（以下「協会」という。）役員として10年以上就任し、かつ、就任期間中の功績が特に顕著と認められる者。ただし、現職は除く。
- (2) 協会の公益のために資財を寄付した者

(特別表彰)

第4条 特別表彰は、協会員外であっても本市に在住、在勤、在学のいずれかに該当し、そのスポーツの成績が特に顕著と認められる者

(役員功労表彰)

第5条 役員功労表彰は、連盟役員として5年以上就任し、かつ、就任期間中の活動が連盟の発展に大きく寄与したと思われる者に対して行う。ただし、各連盟1名以内とする。

(スポーツ功労表彰)

第6条 スポーツ功労表彰は、毎年各種スポーツ大会において、特に優秀な成績を修めた者に授与するもので、その基準は別表のとおりとする。ただし、団体の種別は、その競技の個人、団体の区分によるものとする。

(善行表彰)

第7条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に行う。ただし、各連盟それぞれ1名以内とし、再表彰は行わない。

- (1) 各種スポーツ行事に参加し、他の模範になると思われる者
- (2) 特に、スポーツの振興に貢献したと思われる者

(被表彰者の内申)

第8条 被表彰者の内申は、次のとおりとする。

- (1) 特別功労表彰および特別表彰は、常任理事会において決定する。
- (2) 役員功労表彰および善行表彰は、大東市体育協会表彰内申書（様式第1号）に基づき、各連盟会長が行う。
- (3) スポーツ功労表彰は、大東市体育協会表彰内申書・スポーツ功労表彰（様式第2号）に基づき、各連盟会長が行う。ただし、協会に未加入の個人、団体の競技については、常任理事会において決定する。

(審査)

第9条 被表彰者の選定については、規約第20条第2項に規定する総務部会（以下「総務部会」という。）において、必要な審査を行う。

（表彰の方法）

第10条 この規程に定める表彰は、毎年概ね協会の新年会に併せて行う。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総務部会において別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付 則（平成26年改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、総会の議決があった日から施行し、改正後の大東市体育協会表彰規程は、平成26年度大東市体育協会表彰から適用する。

別表（第6条関係）

競技表彰および奨励金受賞者表彰

種 目 別	奨励金額	種 別	
		個 人	団 体
オリンピック正式種目	50,000 円	参加	参加
オリンピック準種目	30,000 円	参加	参加
世界選手権大会	20,000 円	参加	参加
アジア競技大会	20,000 円	参加	参加
全日本選手権大会		参加	参加
国民体育大会		参加	参加
全国大会		入賞	入賞
近畿大会		6 位まで	3 位まで
大阪大会		3 位まで	2 位まで
北河内大会		優勝	優勝

備考

- 1 個人については、小学校、中学校、高等学校または高等学校を超える場合において、各1回受賞することができる。ただし、高等学校を超える場合において、受賞後5年を経過したときは、受賞することができる。

様式第1号（第8条関係）

平成 年度大東市体育協会表彰内申書

○役員功勞表彰（第5条関係）

ふりがな 氏名	年齢	役員経歴、 内申事由等

○善行表彰（第7条関係）

ふりがな 氏名	年齢	役員経歴、 内申事由等

連盟名 _____

会長名 _____

様式第2号（第8条関係）

平成 年度大東市体育協会表彰内申書・スポーツ功労表彰

○スポーツ功労表彰（第6関係）

ふりがな 氏名	年齢	役員経歴、 内申事由等

連盟名 _____

会長名 _____